

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：五泉市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業・流域下水道事業・特定環境保全公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和55年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用 <input type="checkbox"/>
団体名	職員数 (H19. 4. 1現在) 10		
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	239 (H18)	公営企業債現在高(百万円)	17,955 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.459
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	19.9 (H19)
		経常収支比率 (%)	89.6 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 レ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：五泉市・村松町〕 合併と同時に条例、規則等を統合しました。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	五泉市長 五十嵐 基
既存計画との関係	集中改革プラン（平成19年度～平成23年度） 公営企業経営健全化計画（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	繰上償還関連補正予算審議に係る議会において説明し、その後ホームページ等に掲載します
基本方針	下水道事業の安定的、計画的な経営を図る。 ・現行下水道使用料では、経常経費を賄うことができない状況であるが、下水道事業経営の経済性・計画性を発揮するため、公共下水道事業計画を見直すとともに、適正な使用料の見直しを図ります。 ・平成18年1月1日新設合併により、新五泉市としてのスケールメリットを活かし経営の健全化を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	343	534	503	1,380
	補償金免除額	56	112	96	264
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	140	464	0	604
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	238	166	0	404

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	公共下水道事業	321,497	495,487	310,991	1,127,975
	流域下水道事業	21,721	38,671	191,579	251,971
合 計 (A)		343,218	534,158	502,570	1,379,946
一般 (再掲) 上記のうち 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		343,218	534,158	502,570	1,379,946

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債	公共下水道事業	139,801	463,754	0	603,555
合 計 (A)		139,801	463,754	0	603,555
一般 (再掲) 上記のうち 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		139,801	463,754	0	603,555

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	公共下水道事業	237,764	146,684	0	384,448
	流域下水道事業	0	19,298	0	19,298
合 計 (A)		237,764	165,982	0	403,746
一般 (再掲) 上記のうち 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		237,764	165,982	0	403,746

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>五泉市は都市部に人口が集中しているが、周辺地域にも人口が点在している。整備状況については、都市計画区域内の整備はおおかた完了し、周辺地域への整備を実施している状況であるが、今後は投資効果等を考慮しつつ計画的に整備し普及率の向上へ努力するものです。なお、18年度末普及率は、51.9%で県平均を10ポイントほど下回っている。</p>	
経営課題	課 題	料金水準の適正化
	<p>平成18年1月1日合併時に料金を一部地域が値上げとなっており、近年中の料金改定は困難な状況にある。使用料単価150円、汚水処理単価447円と開きがある。料金収入により汚水一般管理費及び維持管理費と資本費（利息）の一部に財源を充てている。また、水洗化率の向上に係る施策による有収水量の増加を図る必要がある。</p>	
	課 題	維持管理費の低減
	<p>建設改良費の減少はあるが、現在建設途上であり、元利償還金の減少は少ない、また、流域下水道への汚水処理に係る維持管理負担金単価を県と協議の上、単価の見直しを実施を図る。</p>	
	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化
	<p>機構改革により下水道と水道が、上下水道局となったことによる人員の適正化がおこなわれたことにより、過去10年間で2/5の人員に削減され、現在も建設途上にあることから人員の削減は困難な状況である。</p>	
	課 題	資本投資の抑制
<p>今後の下水道整備については、普及率も県平均を大きく下回っており、現在第4期計画区域の整備を実施しているが、投資効果等考慮しつつ慎重かつ効果的に事業を進めるよう検討している。</p>		
課 題	委託等による経費削減	
<p>検針業務のシルバーへの委託、下水道使用料の収納業務委託、雨水幹線江浚、草刈等維持管理の委託を実施。</p>		
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位: 十出 万円)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	784	706	681	673	589	617	593	568	548	555	
		(1) 営 業 収 益 (B)	450	465	475	504	538	528	532	531	530	529	
		ア 料 金 収 入	348	351	363	385	403	417	422	426	430	434	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	(102)	(114)	(112)	(119)	(135)	(111)	(110)	(105)	(100)	(95)	
		(2) 営 業 外 収 益	334	241	206	169	51	89	61	37	18	26	
		ア 他 会 計 繰 入 金	316	219	200	155	38	76	48	24	5	13	
		イ そ の 他	18	22	6	14	13	13	13	13	13	13	
		2 総 費 用 (D)	959	876	831	823	811	787	748	723	683	690	
		(1) 営 業 費 用	296	228	218	232	242	225	227	229	230	232	
	ア 職 員 給 与 費	33	21	21	23	26	26	26	26	27	27		
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 営 業 外 費 用	663	648	613	591	568	562	521	494	453	458		
	ア 支 払 利 息	58	65	63	63	69	67	64	61	58	54		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	594	563	544	525	497	490	452	428	390	399			
イ そ の 他	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1			
イ そ の 他	11	20	6	3	2	5	5	5	5	5			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		-175	-170	-150	-150	-222	-170	-155	-155	-135	-135		
資 本 的 収 支	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,796	1,851	1,986	1,963	2,191	1,887	1,906	1,994	1,911	1,945	
		(1) 地 方 債	676	680	712	757	1,259	934	849	961	868	828	
		(2) 他 会 計 補 助 金	694	821	888	875	621	583	647	681	689	785	
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	355	332	365	317	295	324	367	309	311	289	
		(6) 工 事 負 担 金	48	9	11	14	16	46	43	43	43	43	
		(7) そ の 他	23	9	10	0	0	0	0	0	0	0	
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,787	1,851	1,986	1,965	2,190	1,887	1,906	1,994	1,911	1,945		
	(1) 建 設 改 良 費	1,094	1,066	1,116	1,096	1,069	891	904	959	867	914		
	ウ ち 職 員 給 与 費	89	75	74	71	47	47	47	47	47	48		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	693	785	870	869	1,121	996	1,002	1,035	1,044	1,031		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		9	0	0	-2	1	0	0	0	0	0		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	33	33	33	32	37	38	37	36	37	36	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	47	43	40	40	30	35	35	34	34	34	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	53	47	46	41	29	30	27	23	19	19
	うち基準内繰入金	(%)	32	32	30	27	29	28	27	23	19	19
	うち基準外繰入金	(%)	21	15	15	14	0	2	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	39	44	45	45	28	31	34	34	36	40
	うち基準内繰入金	(%)	8	9	9	8	6	8	8	8	8	8
	うち基準外繰入金	(%)	31	35	36	37	22	23	26	26	28	32
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成18年1月1日合併と同時に村松地域の料金の値上げを実施した経緯もあることから、近年中の料金改定は難しいが、今後、計画的に料金改定を実施する方向で検討する。
2 他会計繰入金の見込み	平準化債の借入等考慮し、増減は少ないものと見込まれる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	・今後の管渠整備計画については、計画的にかつ投資効果等慎重に検討した。 ・維持管理負担金については、県と協調し3年毎に見直しを行い、水洗化により処理水量を増加し、単位水量当りの単価を低減する。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>・合併前の両市町において、退職者の不補充により職員数の削減を行ってきました。課題 に対応するため集中改革プランでは、事務事業の再編・整理等を徹底し、総事務量の減量化に努めることで職員数の削減を行います。また、定員管理の適正化と併せ、国に準じた給与構造改革の取組みを進め人件費の抑制に努めます。</p>
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>・集中改革プラン期間前の5年間H11～H16年度の職員数削減は、55人7.7%（行革推進法4.6%相当数）を削減しました。 ・集中改革プランでは、民間委託等の推進を含んだ事務事業の再編・統合等を総合的に実施することにより、職員数をH17.4.1現在645人から69人を削減しH24.4.1時点で576人、10.7%以下に削減することを目標としています。（集中改革プランは公営企業等職員も含む。）</p>
給与のあり方	<p>・本市の給与制度は、国家公務員の給与制度に準拠することを基本として、毎年行われる人事院勧告に基づき、給料表の改定、退職時特別昇給の廃止、退職手当の支給率の改定など国に準じて見直しを行い、給与の適正化に努めてきました。 また、平成18年1月1日の合併を契機に特殊勤務手当、特別昇給などの見直しを行い定員管理の適正化と併せて人件費の抑制に努めています。</p>
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>・平成18年4月1日の国家公務員の給与構造改革に合わせ給与構造の見直しを実施した。国においては、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、評価して人材育成、任用・人事配置、給与処遇などに活用する制度づくりが進められています。本市においても人事考課制度の構築に向け試行を行っています。なお、地域手当については支給地域に該当していないため支給していません。 今後は、年功的な処遇を改め、職員の勤務実績、能力等の勤務成績を一定の評価基準・方法により評価し、職員の人材育成や給与処遇などに反映させていく方針です。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>・本市の技能労務職の給料表は平成18年1月1日の合併以前は、一般職と同じ行1の給料表を使用していましたが、合併を機会に全て行2の給料表に切替ました。今後も国に準じた給与改定など人件費の抑制に努めていく方針です。なお、下水道事業特別会計における技能労務職員に相当する職種に従事する職員等は過去においても従事しておらず、今後も技能労務職に相当する職員の配置はしない方針です。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方	<p>・退職時特昇等退職手当については、平成17年度より廃止をしており、今後とも国に準じた退職手当とする方針です。</p>
福利厚生事業のあり方	<p>・当市においては、職員共助会（職員の互助会組織）で福利厚生事業を実施しており、市は福利厚生事業に対し補助金を出しているが、その率や額について現在見直し中であり補助金を削減する方針です。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<p>・集中改革プランによる事務事業の再編整理等により、維持管理費の削減や民間委託の推進を図ります。。</p>
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>・事務事業の再編整理等により、民間委託等の推進を図ります。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>・現在、課題 により委託による経費削減に努めているが、今後、更に調査検討し推進いたします。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p>	<p>課題 への対応として、今後適正な料金水準への改定について検討すると共に、汚水処理費用の縮減に努めることにより、使用料単価と汚水処理単価の開きを抑えるよう努める。同時に、水洗化率向上のため普及推進委員に未接続世帯への働きかけ、指定工事店会議を開催し指定工事店への指導、融資制度及び利子補給制度を未接続世帯への啓蒙を図る。</p>
<p>料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>課題 への対応として、今後適正な料金水準への改定について検討すると共に、汚水処理費用の縮減に努めることにより、使用料単価と汚水処理単価の開きを抑えるよう努める。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p>	<p>・五泉市行財政改革大綱及び五泉市集中改革プランの策定にあたっては、H19年1月にパブリックコメントを実施、H19年3月策定後は、3月に市のホームページで市民へ公表。また、広報「ごせん」にはH19年5月号に掲載し、市民へ公表を行いました。今後も集中改革プラン進行管理等について、同様に公表していきます。</p>
<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>	<p>・「五泉市財政状況の公表に関する条例」に基づき、年2回財政状況を広報により公開しています。ホームページへの掲載については、公表を義務付けられているものが主となっているため、今後その他の情報についても公表していくよう検討します。</p>
<p>行政評価の導入</p>	<p>・行政評価システムの導入等により事業の棚卸しを実施し、事務事業の再編・整理を行ないます。行政評価の導入については、平成17年度に庁内研究会を立上げ、現在、事務事業評価のマニュアルの策定、実施要綱の策定、職員研修、事務事業及び施策評価の試行等を行っています。行政評価システムの導入は、平成20年度を予定しています。</p>
<p>5 その他</p>	<p>課題 に掲げました維持管理費の低減については、今後の整備計画を慎重に検討し、効果的な整備を心がける。また、流域下水道への汚水処理に係る県に支払う負担金単価の額について県との協議の上、定期的に見直しを図る。</p>

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	下水道事業特別会計については、 の取組として合併前の段階で機構改革により下水道課と水道局が上下水道局となり、その時点で職員数が半減している。また、現在も建設途上で整備をすすめている状況であると同時に維持管理の占める割合も増加していることから、職員の減員は困難であると考えるが、事業量等を考慮しつつ検討する。 集中改革プランによる職員の削減については、公営企業職員を含む市全体の計画があります。また、下水道事業特別会計では、技能労務職職員はいません。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成18年1月1日の合併により下水道料金については、旧村松町の料金が値上げの形となっている。現在の使用料単価が約150円/立方メートルであるが、 の取組として将来的には5～10%の料金改定を検討する方向である。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	収益的収支に対する基準外繰入金は料金収入の増、繰上げ償還時の低利率への借り替えによる支払利息の減少により解消されつつあるが、資金的収支では、元金償還金に対する基準外繰入金の占める割合が大きい。今後は、下水道料金の確保のため水洗化率の向上を図る。資金的収支分の基準外繰入額の増加の理由として、使用料収入の増額が微増であること。そこで料金改定については、合併の際、一部地域の料金が上がっていることを考慮し、計画23年度以降には、料金改定を検討し実施していきたい。また、整備計画の見直し及びコストの低減に努力し基準外繰り入れの解消を図る。
4 その他	の取組として、建設投資額について効果的な整備を実施しており、今後も、慎重に計画を検討する。また、流域下水道への汚水処理に係る負担金単価について、県と定期的に協議見直しを図る。 の取組として、民間委託による経費削減を調査検討する。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
 2 年度別目標等
 (5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	28148	28863	29643	29569	30020		30403	30699	31046	31397	31731	
	A 増減	973	715	780	-74	451	1872	383	296	347	351	334	1711
	水洗便所設置済人口(人)	19485	20360	21167	21353	21718		22194	22563	22974	23390	23798	
	B 増減	731	875	807	186	365	2233	476	369	411	416	408	2080
	水洗化率(%)	69	71	71	72	72		73	73	74	74	75	
	C 増減	0	2	0	1	0	3	1	0	1	0	1	3
	有収水量(m³)	2432941	2472369	2556050	2665469	2704901		2782214	2791398	2819279	2847457	2875974	
	D 増減	87941	39428	83681	109419	39432	271960	77313	9184	27881	28178	28517	171073
	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	143	142	142	144	149		150	151	151	151	151	
E 増減	2	-1	0	2	5	6	1	1	0	0	0	2	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)													
F 増減													
収納率(%)	99	99	99	99	99		99	99	99	99	99	99	
G 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	24997	29060	29719	50343	53805		52811	53158	53079	53005	52935	
	増減	1897	4063	659	20624	3462	28808	-994	347	-79	-74	-70	-870
	職員数(人)	18	16	16	10	10		10	10	10	10	10	
	増減	-1	-2	0	-6	0	-9	0	0	0	0	0	0
	管理運営費(千円)	1652054	1660824	1644178	1692369	1931890		1782122	1749221	1757908	1726534	1721256	
	I 増減	-4243	8770	-16646	48191	239521	279836	-149768	-32901	8687	-31374	-5278	-210634
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	59	58	55	57	64		59	57	57	55	54	
	J 増減	1	-1	-2	1	7	6	1	0	0	0	0	1
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	438	433	433	447	407		398	410	418	411	440	
	K 増減	-6	-5	0	14	-40	-31	-9	12	8	-7	29	33
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	122	92	85	87	90		81	81	81	81	81		
L 増減	0	-30	-7	2	3	-32	-9	0	0	0	0	121	
M 増減													
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	33	33	33	32	37		38	37	36	37	34		
増減	0	0	0	-1	4		1	-1	-1	1	-3		
累積欠損金比率(%)													
増減													
企業債現在高(百万円)	17490	17566	17557	17595	17955		17665	17629	17647	17516	17391		
増減	76	-9	38	360	-290	-36	18	-131	-125				
収入の確保	使用料収入	348	351	363	385	403		417	422	426	430	434	
	改善額	43	39	27	6	0	115	12	13	17	21	26	89
	有収水量の増加	43	39	27	6	0	115	12	13	17	21	26	89
	使用料の適正化												
	収納率の向上												
その他													
改善額													
経営の効率化	管理運営費	1652	1661	1644	1692	1932		1782	1749	1758	1727	1721	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの												
	改善額	67	124	50	42	0	283	31	31	31	51	52	196
	職員給与と費の適正化	63	56	40	42	0	201	0	0	0	0	0	0
	維持管理費(上記以外)の適正化 (県への汚水処理負担金)	4	68	10			82	31	31	31	51	52	196
	うち職員給与と費中の退職手当												
	その他												
改善額													
計画前5年間改善額 合計							398	改善額 合計					285

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

'収入の確保'その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

'経営の効率化'その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 5%~10%の料金改定を検討する。
- 民間委託の取組状況 検針業務、収納業務、雨水幹線維持管理委託を実施。
- その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 264